

鹿児島県農業共済組合
組合長理事 蛭川 住治 殿

誓 約 書

弊社は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であることが判明した場合は、契約を無効とされても一切異議申し立てず、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は一切弊社の責任といたします。また、下記のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴組合が警察又は暴力追放運動推進センター等に照会することについて同意いたします。

1. 契約の相手方として不適当な者

- (ア)法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ)役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア)暴力的な要求行為を行う者
- (イ)法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ)偽計又は威力を用いて組合の入札・契約業務を妨害する行為を行う者
- (オ)その他前各号に準ずる行為を行う者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印